

第1弾

貧困・社会保障問題に関する 事例集

自由法曹団

目次

【生活保護】

交渉	1
裁決	2
行審会・裁決	6
裁判	8

【生活保護・(貧困ビジネス)】

裁判	16
----	----

【年金(障害基礎年金)】

裁判	17
----	----

【介護】

裁判	19
----	----

【租税の滞納処分】

裁判	20
----	----

【国民健康保険】

裁判	22
----	----

地域：大田区大森福祉事務所	分野：生活保護	解決方法：交渉
担当弁護士：林 治		
争点：就労指導違反による生活保護停止		
事案の概要		
<p>椎間板ヘルニアで働くことができなくなった生活保護受給中の相談者に対して、福祉事務所から仕事探しをしないと、生活保護を停止すると指示され、指示義務違反で保護停止がなされた。さらに仕事探しをしないと廃止すると指示された事案。</p> <p>相談者とともに弁護士が福祉事務所へ行き、抗議した結果、その日のうちに保護が再開された。</p>		
問題点、ポイント		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指示書で、「職種などの条件を絞らずに求職活動を行い、その結果を報告して、稼働能力を活用すること」「1週間に1度はハローワークに赴いて、就労相談の窓口で相談すること」「求職活動証明書の提出時は電話や手紙等で福祉事務所に来所日時の調整を行ったうえで、担当が在籍であることを確認し、直接報告すること」などと指示。 →厚生労働省の指針に反する違法な指導。「本人の状況をかえりみずに、本人の納得を得ずに就労を求めることは、就労先に定着し、自立できるよう促すという就労支援の本来の目的からすると適当ではないことから、本人の意思を尊重した就労支援を行っていただくことを願います」（2014年3月3日開催：社会・援護局関係主管課長会議資料29～30頁） ・ 停止後の就労活動の指示は不可能を強いるもの。保護を停止され交通費も、食費もない中で求職活動などできるはずがない。 ・ なお、その決定通知書の再開の理由は、会社面接をしたからという理由だが、同日以前に面接をしている。 ・ 7月分の保護費が支給されなかったので、7月分の家賃を滞納。そのため、悪質家賃保証会社である日本セーフティーと交渉し、分割納付の合意書作成。本来は支払わなくてもいい（保護費で支払われる）家賃を本人が分割して支払うことになった。 		

地域：高崎市福祉事務所	分野：生活保護	解決方法：裁決
担当弁護士：赤石 あゆ子		
争点：住宅扶助（敷金等）支給申請却下処分 厚労省社会援護局長通知第7の4（1）キ「保護開始時において、安定した住居のない要保護者」に該当するか。		
事案の概要		
<p>都内で1人暮らしをしていた30代女性が、心身の不調と経済的困窮のため高崎市の母親宅に身を寄せた。しかし母親も経済的に余裕がなく本人の病気治療にも理解を得られないことから、母親宅を出て2日間ネットカフェで過ごした後、生活保護を申請したところ、職員から「生活保護は認めるが初期費用は出せない」と言われ、生活保護決定後改めて書面で住宅扶助（敷金等）の申請をしたが、却下されたため、審査請求を提起したところ、かかる処分が取り消された事案。</p>		
問題点、ポイント		
<p>○却下処分の理由</p> <p>保護申請時において既に現住所の賃貸借契約が完了し、安定した住居が確保されており、申請者が厚労省社会援護局長通知第7の4（1）キにある「保護開始時において、安定した住居のない要保護者」に当たるとは認められないため。また、保護申請の2日前までは母親世帯にて生活していたことから、仮に現住所の賃貸借契約締結前の状態にあったとしても、居住の実態はいまだ母親宅にあったとみることが妥当であり、安定した住居がないものとは認められないため。</p> <p>○裁決の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面接時の記録及びその後の預貯金調査において「手持ち金3,173円」「預貯金3金融機関で1,126円」と確認されており、当該手持ち金で敷金等を支払うことができないことは明らかであったと認められる。敷金等の支払いが完了しない限り債務不履行による契約解除は当然にあり得ることであるため、契約を締結することがすなわち「安定した住居」があることになるとは解されず、審査請求人には「安定した住居」があったとはいえない状況であったと解するのが妥当である。 ・審査請求人の主張及び処分庁の扶養義務照会の結果からも、審査請求人の母親は審査請求人の傷病についての理解はなく、金銭的援助も困難であり、母親宅に引き取ることはできないことが確認されており、母親宅は一時的な帰来先になり得たとしても「安定した住居」であったとまではいえない状況であったと解するのが妥当である。 		

地域：彦根市福祉事務所	分野：生活保護	解決方法：裁決
担当弁護士：高橋 陽一		
<p>争点：住宅扶助費減額処分</p> <p>平成28年7月からの住宅扶助額の改訂に伴い、通常の基準を上回る特別基準が経過措置として認められていた世帯に対する経過措置の適用及び住宅扶助の特別基準の適用。</p>		
事案の概要		
<p>平成27年4月の改正通知により住宅扶助の基準が切り下げられたが、審査請求人の世帯は通常の基準を上回る特別基準が時限的な経過措置として適用され従前通りの保護費が支給されていた。しかし、時限的な経過措置の終期の平成28年6月が到来したことを理由に、平成28年7月以降の住宅扶助の額が切り下げられたため、本件処分の取消しを求めた事案。</p>		
問題点、ポイント		
<p>○裁決の判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一律に改訂された住宅扶助基準を適用した点に違法は認められない。 ・ 本件処分については、処分庁は、本来過大に評価すべきでない身体障害者手帳の認定および要介護認定の有無を過重に評価する一方、本件処分において考慮すべき「通常基準によりがたい家賃、間代等であるか」、「世帯員の状況」、「当該地域の住宅事情」または住宅扶助基準の引下げを伴う生活保護基準の改定とともに特別基準の適用を止めることが審査請求人にとって酷にならないかなどの事情について十分に考慮されているとは認められないのであり、これらの事情が十分に考慮されれば、判断が左右されることもありうると言えるのであるから、通常基準を適用した裁量判断の方法ないしその過程には誤りがあり、本件処分は違法と判断した。 ・ 本件は審理員の意見は棄却であったが、行政不服審査会の意見は認容であった。 		

地域：彦根市福祉事務所	分野：生活保護	解決方法：裁決
担当弁護士：高橋 陽一		
争点：保護停止処分 就労指示違反（稼働能力不活用）		
事案の概要		
医療要否意見書に普通就労可と記載があった請求人に対する指導指示違反（稼働能力不活用）による保護停止処分の取消しを求めた事案。		
問題点、ポイント		
<p>○裁決の判断</p> <p>平成28年7月6日に指示文書が配達された後、本件処分が行われた同年8月9日までの間に2週間に1回以上、ハローワークの紹介による企業面接試験を受けなかったことおよび同年7月6日から同月29日までの間、就労活動についての報告を行わなかったことの2点指示違反が認められるものの、前者の違法については、条件や相手方の制約があることはもとより、履行違反は指定された2週間の期間を2回経過した程度であり、今後も指示等を継続していくことにより停止等によらずとも履行される可能性は否定できず、後者の違反については、処分時には指示違反状態は解消しているのであるから、これらの違反をもって、最低生活を営む権利である生活保護を停止することは、審査請求人にとって酷に過ぎ、社会通念上著しく妥当性を欠くものであり、違法な処分である。</p> <p>この点、地方自治法245条の9第1項および第3項の処理基準である、基本方針の7では「指導を3か月程度継続してもなお、正当な理由もなくこれに従わない場合には、保護の実施機関は、それぞれ個別の事情に配慮しつつ、法第27条に基づく文書による指導・指示を行うこと。文書による指導指示は、申告の期限（目安は1か月程度）を付す等具体的かつ適切な内容となるよう留意すること」とされており、これに照らしてみても慎重を欠く処分と言わざるを得ないと判断した。</p>		

地域：彦根市福祉事務所	分野：生活保護	解決方法：裁決
担当弁護士：高橋 陽一		
争点：保護変更申請却下処分		
事案の概要		
世帯員 1 人増となったため布団代の支給を求めた申請について、世帯員となった後 3 カ月経過してからの申請であることを理由に却下処分がなされたため、本件処分の取消しを求めた事案。		
問題点、ポイント		
<p>○裁決の判断</p> <p>世帯の員数に足りる布団類が、世帯にあるか否かは、被服費の一時扶助を行うか否かの裁量権を行使するにあたって必要な事実確認といえるところ、処分庁は、平成 28 年 6 月 23 日に審査請求人から、「〇〇の布団がないため」という一時扶助の支給を求める本件申請を受け、平成 28 年 7 月 14 日に審査請求人の自宅に訪問の上、調査を行っているにも関わらず、調査時に世帯員の布団の有無や使用状況を確認しておらず、審査請求人の世帯 3 人に足りる布団類があるかについての確認を怠っている。</p> <p>したがって、本件処分は、裁量権行使の前提となる事実確認を怠った点で不当といえる。</p> <p>なお、処分庁は、審査請求人宅を訪問し確認した布団は、申請のあった者のみであるため他の世帯員の布団の有無や使用状況については、その必要がないため確認していない旨主張するが、世帯を単位としてその要否および程度を定めるものとする法 10 条の世帯単位の原則からすれば世帯員数に足りる布団の組数があるかを調査すべきであり、また、訪問調査を実施した際に処分庁にはこの確認は容易であったと判断した。</p>		

地域：彦根市福祉事務所	分野：生活保護	解決方法：行審会、裁決
担当弁護士：高橋 陽一		
争点：保護変更申請却下処分		
事案の概要		
<p>審査請求人の子どもが高校に進学した際に、教科書代や定期代や上履き代等が高等学校等就学費として支給されるにも拘わらず、処分庁から支給されないという説明を受け、実際に支給されなかったところ、その1年後に本来教科書代や定期代は支給されるべきものであるということがわかり、その分を支給するよう保護の変更申請したところ却下されたため、本件処分の取消しを求めた事案。</p>		
問題点、ポイント		
<p>○行審会の判断</p> <p>審査請求人は、支給され得ることを了知した費用については、それを了知した段階において、その都度、申請を行っていたことが強く推認される場所である。当時、審査請求人において、上履き代、体育館シューズ代および定期代等の費用を捻出することは、相当な負担を伴うものであったと思料される場所、仮に、当該費用の支給について処分庁から適切な案内等がなされていたとすれば、審査請求人からの申請は行われていたものと考えられ、審査請求人が、申請を懈怠または失念するといったことは、想像し難いものであると言える。</p> <p>したがって、処分庁においては、高等学校等就学費の発生を把握していたにもかかわらず、申請の案内および申請書の交付等を適切に行っていないなど、通常の場合に比して、その対応に著しく配慮を欠く点があったものと判断せざるを得ず、申請が遅れたことについて、審査請求人のみにその責任を負わせることは酷と言うべきである。</p> <p>なお、処分庁は、案内文書を発出していたことをもって、自らの対応に過失はなかったとしているものであるが、現に、審査請求人において申請書の様式を受領するにも至っていないことに鑑みれば、こうした対応が十分なものではなくその後の対応にも問題があったことは明らかである。</p> <p>また、本件については、ケース記録その他の証拠書類からは、本件処分にあって、処分庁が遡及支給についての具体的な検討を行った形跡は認められず、本件処分は、本来、考慮すべき要素について十分な考慮がなされていなかったものであると判断される。以上のことから、本件処分は、不当なものであって取り消すことが相当であると判断した。</p>		

地域：彦根市福祉事務所	分野：生活保護	解決方法：行審会
担当弁護士：高橋 陽一		
争点：保護停止処分		
事案の概要		
審査請求人が借用した自動車を使用したことが、その4年前に出された文書による指導指示（自動車の運転・保有・借用を禁止する内容）に違反するとして保護の停止処分がなされたため、本件処分の取消しを求めた事案。		
問題点、ポイント		
<p>○行審会の判断</p> <p>【実体法上の違法】</p> <p>法第62条第1項は、被保護者は、保護の実施機関が「指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない」とし、同条第3項は、被保護者が当該「義務に違反したとき」には、保護の変更等を行うことができるとしているのであって、これは、一つの不利益処分の前提として、それに対応する一つの指導指示が要求されているものと解される。そして、保護の変更等が被保護者の生活に直ちに影響する重大な不利益処分であることに鑑みれば、こうした処分を行うに当たっては、その都度、個別の状況に応じた具体的な指導指示が行われている必要があると解すべきであり、既に指導指示に係る義務が履行されている場合や義務違反によって保護の変更等が行われている場合について、その後の将来にわたってまで、なお当該指導指示が課した義務が継続するものと解することはできない。</p> <p>実務上の運用においても、保護の変更等を行うに当たっては、口頭による指導指示、書面による指導指示、弁明の機会の付与など、被保護者の状況に応じた段階的な手続が設けられているところであり、保護が継続する限り、一旦行った指導指示の効力が継続するとする処分庁の主張は、こうした慎重な手続を没却するおそれがあるものと言え、採用できないものである。以上のことから、本件処分の約4年前に行われ、その後、既に義務違反を理由とした保護の停止が行われている本件指示については、本件処分の前提として行われたものとは言えないものであり、本件処分を行うに当たっては改めて審査請求人に対して適切に指導指示を行う必要があったものであると認められる。</p> <p>したがって、本件処分は、その前提となる指導指示を欠いており、違法なものであって、取消しを免れないものである。</p> <p>【手続法上の違法】</p> <p>本件処分に係る理由付記は、指導指示に違反したとされる審査請求人の行為の内容や、その行為が行われた日時、場所といった具体的な事実関係については何ら示していないものと言え、このような記載では、審査請求人において、どのような事実に基づいて本件処分がなされたのかを了知することはできないものと言わざるを得ない。</p> <p>また、理由付記が、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制する趣旨に出たものであることからすれば、その記載に当たっては、原則として、処分の理由となった違反行為の内容、日時および場所といった処分の基礎となる事実関係の特定を欠いてはならないものと言うべきである。したがって、本件処分における理由付記は、行政手続法第14条第1項の要求する理由付記としては十分ではなく、違法なものであると認められる。</p>		

地域：	分野：生活保護	解決方法：裁判
担当弁護士：戸館 圭之	裁判所：東京高等裁判所 原 審：東京地方裁判所	事件番号：平成23年（行コ）第399号 【原審：平成20年（行ウ）第415号】
争点：稼働能力活用要件の充足性		
事案の概要		
東京都新宿区において路上生活をしていた原告が、生活保護の開始申請をしたところ、生活保護法4条1項所定の「その利用し得る能力を、その最低限度の生活の維持のために活用すること」という要件を充足していると判断することができないという理由により申請を却下する旨の決定を受けたことから、却下決定の取消し、処分行政庁が生活保護を開始する旨の義務付け、扶助費等の支払を求めた事案。		
問題点、ポイント		
<p>○本判決の判断</p> <p>【稼働能力の活用要件の充足性の判断の枠組み】</p> <p>生活保護法4条1項所定の「その利用し得る能力を、その最低限度の生活の維持のために活用すること」という稼働能力の活用要件は、生活に困窮する者が稼働能力を有しているのに、現にこれが活用されていない場合であっても、直ちにそれを充足することが否定されるものではないのであり、当該生活困窮者が、その具体的な稼働能力を前提として、それを活用する意思を有しているときには、当該生活困窮者の具体的な環境の下において、その意思のみに基づいて直ちにその稼働能力を活用する就労の場を得ることができると認めることができない限り、なお当該生活困窮者はその利用し得る能力を、その最低限度の生活の維持のために活用しているものであって、稼働能力の活用要件を充足するということができるかと解するのが相当である。</p> <p>【稼働能力の活用の意思の有無】</p> <p>生活保護法が社会的規範を逸脱した者についても保護の対象から一律に除外することはしていないことからすると、生活に困窮する者がした求職活動等が社会的規範に照らして問題があり、これを逸脱するものであるとしても、当該生活困窮者が真にその稼働能力を活用する意思を有している限り、稼働能力の活用要件を充足しているということを妨げないというべきであるから、原告が会社を退職し寮を退寮した経緯、自立支援システム等を利用することを拒んだことをもって、稼働能力を活用する意思を有していなかったということとはできない。</p> <p>【稼働能力の活用場の有無】</p> <p>ハローワーク等の公共職業紹介制度や自立支援システムを利用することにより稼働能力を活用する就労の場を得ることが不可能ではなかったとしても、現に特定の雇用主がその事業場において当該生活困窮者を就労させる意思を有していることを明らかにしており、当該生活困窮者に当該雇用主の下で就労する意思さえあれば直ちに稼働することができるというような特別な事情が存在すると認めることができない限り、生活に困窮する者がその意思のみに基づいて直ちにその稼働能力を活用する就労の場を得ることができると認めることはできないというべきである。</p> <p>【稼働能力の活用要件の充足性】</p> <p>原告は、本件却下決定当時、軽度な単純作業に従事することができる程度の稼働能力を有していたのに、現にこれが活用されていなかったが、その具体的な稼働能力を前提として、それを活用する意思を有していたのであり、その具体的な環境の下において、その意思のみに基づいて直ちにその稼働能力を活用する就労の場を得ることができたと認めることはできないから、なお原告はその利用し得る能力を、その最低限度の生活の維持のために活用していたものであって、生活保護法4条1項所定の「その利用し得る能力を、その最低限度の生活の維持のために活用すること」という稼働能力の活用要件を充足するというべきである。</p>		

地域：	分野：生活保護	解決方法：裁判
担当弁護士：高橋 陽一	裁判所：大津地方裁判所	事件番号：平成22年（行ウ）第4号
争点：稼働能力活用要件の充足性		
事案の概要		
<p>原告が、処分行政庁に対する生活保護申請が却下されたことから、当該却下処分の取消し及び生活保護申請に対応する処分として処分行政庁に保護開始決定をすることの義務付けを求めるとともに、原告が生活保護申請をする前の段階で、被告の職員が、原告が居住する部屋に侵入するなどしたことが原告の生活の平穩を侵害したとして損害賠償の支払を求めた事案。</p>		
問題点、ポイント		
<p>○本判決の判断</p> <p>【稼働能力の活用の意思の有無】</p> <p>職を有しない生活困難者が就職をしようとする場合には、就職活動に必要となる費用や採用の可能性、採用された場合に得られる賃金の額や支払時期、就労のために要する費用、就職活動をする間の最低生活の維持等といった様々な事情を考慮して、これらの適切なバランスを維持しつつ就職活動を行わなければならないのであり、生活困難者がこの点を的確に判断して行動するのは必ずしも容易ではないと考えられる。そうすると、保護申請者に稼働能力を活用する意思があるかどうかを判断する場合においても、保護申請者がその時点までに行い得るあらゆる手段を講じていなければ稼働能力を活用する意思がないとするのは相当ではなく、多少は不適切と評価されるものであったとしても、保護申請者の行う就職活動の状況から、当該保護申請者が就労して稼働能力を活用するとの真正な意思を有していると認められるのであれば、そのことをもって足りる。</p> <p>【稼働能力の活用要件の充足性】</p> <p>一般に、保護の補足性（生活保護法4条）の観点から生活保護法の運用を適正に行うべきことは、生活保護の基本的な要件であるから、処分行政庁において、生活困窮者が稼働能力活用要件を充足しているとの認定を適正かつ慎重に行おうとすること自体は正当というべきである。本件の調査の具体的な態様についていえば、担当職員は、原告から必ずしも十分な聴取調査をしているとはいえない（保護申請者は、必ずしも職員の質問の意図を的確に把握して、十分な回答をし得るとは限らないのであるから、具体的な質問について工夫する必要があるというべきであるが、本件でそのようなことが行われたとは認めるに足りない。）、書面による申告を要求したわけでもなく、派遣会社に対する確認も、本件事務所を名乗ることもなく、一般的に職を斡旋しうる状況が確認したに過ぎないこと、長浜公共職業安定所に対する調査についても、紹介に至らない就職活動の状況が判明するものではなかったことなどからすると、処分行政庁が行った就職活動の状況に関する調査は、十分なものではなかったといわざるを得ず、その結果として、原告が稼働能力活用要件を充足するかどうかの判断を誤ったものと認めざるを得ない。</p>		

地域：	分野：生活保護	解決方法：裁判
担当弁護士：半田 みどり	裁判所：大阪地方裁判所	事件番号：平成21年（行ウ）第194号
争点：稼働能力活用要件の充足性		
事案の概要		
<p>妻とともに大阪府岸和田市に居住している原告が、平成20年6月24日から同年12月24日までの間に、計5回の生活保護の開始申請を行ったところ、いずれの申請についても却下処分がなされたため、却下処分の取消しとともに、各却下処分がなされたこと及び原告が被告の福祉事務所を訪れ、生活保護に関する相談をしたのに対し、被告の職員が原告に生活保護の開始申請を行わせなかったことが原告の人格権を侵害する違法な行為であるとして、損害賠償の支払を求めた事案。</p>		
問題点、ポイント		
<p>○本判決の判断</p> <p>本判決は、生存権の理念の具体化としての生活保護法の趣旨と、資本主義社会を由来とする補足性の原理について述べ、稼働能力活用要件の充足性の判断においては上記の立法趣旨を勘案すべきとし、三要素説に基づきつつ、①稼働能力については、申請者の年齢や健康状態、申請者の生活歴、職歴等や、申請者が有している資格等を総合的に勘案して判断すべき、②稼働能力を活用する意思については、申請者は最低限度の生活を維持するための努力をする意思を有していることが必要であるが、申請者の資質や困窮の程度等を勘案し、当該申請者について社会通念上最低限度必要とされる程度の最低限度の生活の維持のための努力を行う意思が認められる以上は、それが一般的に見ればさらなる努力をする余地があるものであったとしても、なお稼働能力を活用する意思を有しているものと認めるのが相当である、③稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否かについては、申請者の稼働能力の程度等も踏まえた上で、当該申請者が求人側に対して申し込みをすれば原則として就労する場を得ることができるような状況であったか否かを基準として判断すべきものと解するのが相当であるとした。</p> <p>さらに、ここに言う「就労の場」とは、申請者が一定程度の給与を一定期間継続して受けられるような場を言うものと解するのが相当である、と付け加えた。</p> <p>○本判決の意義</p> <p>本判決は、就労の場を得られるか否かは、当該申請者が求人側に対して申し込みをすれば原則として就労する場を得ることができるような状況であったか否かと、具体的な場面を挙げ、可能性論が入り込む余地のない判断基準を示した。その上で、努力については、稼働能力を活用する意思の判断において求めているが、ここでも、具体的な申請者の資質や困窮の程度等を勘案し、当該申請者について社会通念上最低限度必要とされる程度の最低限度の生活の維持のための努力を行う意思が認められる以上は、それが一般的に見ればさらなる努力をする余地があるものであったとしても、なお稼働能力を活用する意思を有しているものと認めるとして、際限なく努力を要求することはなかった。</p>		

地域：	分野：生活保護	解決方法：裁判
担当弁護士：吉廣 慶子	裁判所：さいたま地方裁判所	事件番号：平成19年（ワ） 第1626号
争点：①被告が、補足性の原則（親族の支援、稼働能力の不活用等）を理由に申請を拒否し続けた行為の違法性 ②市外への転居を指導し、転居後の保護申請を禁じて保護を打ち切ったことの違法性		
事案の概要		
被告福祉事務所長及び同所職員が、亡Aの妻である原告らが生活保護の申請をしたにもかかわらず申請として扱わず又は生活保護の申請を妨害し、生活保護の開始決定後も住宅扶助を支給しなかった上、市外への違法な転居を指導するとともに、転居後は生活保護を受けずに自活することを前提とした不当な取扱いをしたとして、亡Aの相続人である原告らが、被告に対し、損害賠償の支払を求めた事案。		
問題点、ポイント		
○本判決の判断		
【争点①】		
<p>保護の申請行為は、保護実施機関に審査応答義務（保護の要否等について決定し、申請者に書面で通知すべき義務）を生じさせるものである以上、申請の意思表示があったというためには、実施機関に審査応答義務を課すほどに確定的な意思表示であることが必要である（厳格な意思表示説）。しかし、かかる申請行為が認められないときでも、保護実施機関が、相談者の申請権を侵害してはならないことは明らかであり、面接時の生活状況等から、相談者に保護申請の意思があることを面接担当者において具体的に推知し得たのに、申請の意思を確認せず、または、今以上に親族の扶養を受けなければ申請を受け付けない、あるいは保護を受給できない等誤解を与える発言をした結果、相談者が保護申請できなかった場合、実施機関には申請権侵害の違法がある、と判示した。</p> <p>その上で、本件における2回目の面接において、原告らが増収の見込みがなく、親族による扶養も期待できないと説明しているのに、面接担当者が就労による増収や親族の扶養を求めていることを指摘し、これらの発言によって原告は保護を受給できないと誤信し、申請の意思を有しながら申請できなかったとして、申請権侵害を認定した。</p> <p>さらに、3回目、4回目の面接については、弁護士から生活保護を受けるように助言され、保護を受けようとして福祉課を訪問していたこと、2回目の面接時よりいっそう生活が困窮していたことなどから、原告による口頭の申請の意思表示の存在を認定し、申請を受けてこれに応答しなかった被告の応答義務違反を認定した。</p>		
【争点②】		
<p>市外への転居指導について、被告が葛飾区への転居を強く勧めたことは相当ではないが、違法とまでは認められない。しかし、転居後の自活は、原告らの真意に基づかない意思表示であった。原告らの転居当時、保護開始からわずか2ヶ月後で生活状況は好転しておらず、自活可能な状況になく、また実際にも、転居後自立するとの提案は、原告らからではなく、被告職員から持ち出されたものであった。転居後の自立の意思表示が、原告らの真意に基づかないものであったことは、保護記録などから被告福祉事務所長において認識し得たから、同福祉事務所長には通知義務違反の違法がある。また、被告職員は上記の通り転居後は保護を受けずに自立するよう促していた以上、同職員から、転居後保護の相談に行ってもいけないと言われたという原告らの供述は信用できる。転居先の福祉課への相談を禁じる発言は申請権侵害であり、違法である。</p>		

地域：	分野：生活保護	解決方法：裁判
担当弁護士：西沢 桂子	裁判所：福島地方裁判所	事件番号：平成27年（行ウ）第6号
<p>争点：①給付型奨学金について次官通知第8の3の（3）アによる収入認定除外の可否</p> <p>②収入認定除外の検討における被告福祉事務所の調査義務の有無</p> <p>③理由付記の不備の有無</p> <p>④損害発生の有無</p>		
<p>事案の概要</p> <p>原告A及びBが被告福島市に対し、被告福祉事務所が原告Aに対して行った平成26年4月22日付及び同5月27日付の給付型奨学金を収入認定し同額の保護費を減額する処分（以下「本件各処分」）により精神的苦痛を被ったとして、本件各処分の取消しと国家賠償法1条1項に基づく損害賠償の支払を求めた事案。</p>		
<p>問題点、ポイント</p> <p>○本判決の判断</p> <p>【争点①】</p> <p>本件奨学金は地方公共団体から支給されるものであってアの要件に該当せず、また、本件奨学金はいずれも臨時的な恵与ではないから、同様にアに該当しない。厚生労働省は、平成26年7月11日付けで、生活保護受給世帯に高校生等奨学給付金事業に基づく給付金が支給された場合には、同給付金を次官通知第8の3の（3）エに該当し得るとして、収入認定からの除外を検討するよう関係各所に通知しており、同給付金と給付型奨学金とを別異に扱う理由が見当たらないことも上記判断を裏付けるものといえる。</p> <p>【争点②】</p> <p>本判決は、収入認定除外にかかる挙証資料の収集・提出義務は一次的には被保護世帯にあるとする被告の主張を明確に排斥し、収入認定除外にあたり一次的に調査義務を負うのは実施機関であると判断した。しかも、本判決は、標準的な高校生活に必要な費用の全額を保護費によって賄うことができないという実態等を踏まえ、実施機関は奨学金が保護費では賄えない費用に使用されることを確認すれば収入認定除外は可能であることや、保護費では賄えない費用が現実には発生した場合には支給された保護費を就学費用に優先的に充てることは当然に予想され、その結果、生活扶助費に不足することは十分にありうることを指摘し、給付型奨学金を収入認定することについては慎重な態度で臨むべきであると指摘した。また、被告福祉事務所が行った追加支給（事後調整）についても、本件では3月24日に原告Aから提出された制服代の領収書等を見れば、収入認定除外するか検討を開始することは可能だった等とし、合理性を否定した。</p> <p>【争点③】</p> <p>本判決は、処分の通知書の「本件奨学金を収入認定します」との結論のみの記載が、行政事件訴訟法14条1項本文に適合するといえるか疑義があると指摘しつつも、本件では、原告らが直ちに行政不服審査手続きを行っていたことから、不服申立てにあたって支障が生じたと認められないとして、国賠法1条1項にいう違法があるとは認められないとした。</p> <p>【争点④】</p> <p>本判決は、本件各処分により、原告Aが、今後も保護費を減額され続け原告Bの高校生活を支えることができないかもしれないという深刻な不安感を抱いたこと、原告Bも、将来を見据え家計に負担をかけずに希望校に進学するという目標を掲げ相当な努力をして獲得した奨学金を事実上没収され、自らの努力を否定されたような経験を余儀なくされたことから、原告らには精神的苦痛が発生していると認定した。</p>		

地域：	分野：生活保護	解決方法：裁判
担当弁護士：喜田 崇之	裁判所：大阪地方裁判所	事件番号：平成22年（行ウ）第35号、第3293号
争点：自動車保有要件該当性		
事案の概要		
<p>原告は、両股関節機能全廃等の身体障害を有しており、日常生活や通院のための移動手段として処分価値のない自動車を保有していた。福祉事務所長は、原告に対して生活保護開始決定を行ったが、その後、上記自動車の保有が認められないことを理由に、自動車を処分するよう指示した上、原告が当該指示に従わなかったことから、原告に対する生活保護を廃止する処分を行った。原告は、その後も自動車の保有を継続していたところ、再度生活保護の申請を行ったが、福祉事務所長はこれを却下する処分を行った。</p> <p>本件は、原告が、出訴期間内の行政処分である本件却下処分の取消しを求めるとともに、本件各処分によって原告に生じた損害等についての国家賠償の支払を求めた事案。</p>		
問題点、ポイント		
<p>○本判決の判断</p> <p>本判決は、本件において原告が自動車保有要件を満たしていたか否かにつき、障害者の自動車保有要件を厳格に定めた厚生省社会局保護課長通知問答第3の12には、「当該者の障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難であり、自動車による以外に通院等を行うことがきわめて困難であることが明らかに認められること」という要件が定められているところ、この要件は障害者の障害の内容により利用できる公共交通機関が制限される場合に限定する趣旨であり、タクシーを利用することは自動車によって通院等を行う場合であって、タクシーは公共交通機関に含まれないとした。</p> <p>また、本判決は、枚方市が、原告が通院等以外の日常生活上の目的のためにも本件自動車を利用することを問題としていることに対し、なお書きで、「要件①は自動車の保有のための要件であって、利用のための要件ではなく、通院等の保有目的が認められることを前提として生活保護の開始と共に自動車の保有が容認された場合には、日常生活において保有する自動車を利用することなく、費用を負担してタクシーを利用したり、第三者の介護を求めたりすることは補足性の原則（生活保護法4条1項）にも反することである。当該自動車を通院等以外の日常生活上の目的のために利用することは、被保護者の自立助長（同法1条）及びその保有する資産の活用（同法4条1項）という観点から、むしろ当然に認められるべきである」とした。</p> <p>そして、本判決は、原告の障害の状況、病院への通院状況及び自動車の維持費等の事情をそれぞれ前記問答が定める各要件に当てはめ、本件各処分時において原告が自動車保有要件を満たしていたとして、本件各処分がいずれも違法であるとした。</p> <p>また、国家賠償請求について、福祉事務所は、原告の主治医からの聴取により原告が公共交通機関を利用して通院することが著しく困難であることや、病院への通院頻度が月二、三回程度であったことを認識していたことから、要件の充足を容易に認識し得たと判断した。また、原告の息子から事情聴取等必要な調査・検討を行っていれば、他の要件を充足していることも容易に認識し得たと述べ、これらの点から、福祉事務所長が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くしたということとはできず、違法であると判断した。</p> <p>○本判決の意義</p> <p>判決は、自動車保有の要件と利用の要件を明確に峻別し、一度自動車保有が認められた場合には、日常生活上の目的のためにも最大限自動車を利用すべきであり、むしろそのような利用をすることが生活保護法の趣旨・目的にかなうと述べたのである。この点は、通院等の目的以外の使用を認めていない現在の厳格な実務運用を痛烈に批判するものであり、極めて重要である。</p>		

地域：	分野：生活保護	解決方法：裁判
担当弁護士：國府 朋江	裁判所：福岡地方裁判所	事件番号：平成24年（行ウ）第37号
争点：①説明・聴取義務違反 ②考慮すべき事項を考慮していない違法 ③掛金相当額が法63条の「資力」に該当するか ④掛金相当額を必要経費として控除		
事案の概要 生活保護法受給者である原告が、生命共済から支給を受けた入院給付金（複数回）のうち、必要経費以外は収入に当たるとして、生活保護法63条に基づく費用返還決定の各処分を受けたため、同各処分の取消しを求めた事案。		
問題点、ポイント		
○本判決の判断 【争点②のみ判断】 63条の趣旨等によれば、保護の実施機関が、返還額決定について有する裁量は、全くの自由裁量ではなく...自立更生費...の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立を著しく阻害するか等の点について考慮すべき（最判平成18年2月7日）。裁量権の行使が逸脱濫用に当たるか否かの司法判断においては、その判断が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が重要な事実を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと認められる場合に限って、裁量権の逸脱又は濫用として違法となると解するべきである。 自立更生費の有無は、返還額を決定する上で重要な判断要素であるといえ、自立更生費の有無という観点を考慮することなく決定額を定めたことは、判断要素の選択に合理性が欠けていたものといわざるをえない。 そして、原告宅にはエアコンがなく、熱中症や脱水症状を引き起こす可能性がある上、原告は高齢で心機能障害や糖尿病もあり、脱水症状によりこれらが悪化するリスクがあるのだから、エアコン購入費用は自立更生費に該当すると認められる余地が十分あったのであるから、本件各決定に際し、判断要素の選択に合理性を欠いていなければ、本件各決定の返還額が異なった可能性は十分にあり、本件各決定は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものであって、裁量権の逸脱又は濫用があったものとして違法。 その余の争点を判断するまでもなく、原告の請求には理由があると判断した。		

地域：	分野：生活保護	解決方法：裁判
担当弁護士：高木 佳世子	裁判所：福岡地方裁判所小倉支部	事件番号：平成21年（ワ）第514号
争点：調査開始義務違反、保護開始義務違反、助言・教示義務違反、申請意思確認義務違反、申請援助義務違反、保護廃止の違法、自殺との因果関係		
事案の概要		
原告らが、その被相続人は、生活保護申請に対する違法な対応や、生活保護を違法に廃止されたことにより、生活保護の受給権を侵害され、自殺に追い込まれたなどとして、損害賠償の支払を求めた事案。		
問題点、ポイント		
<p>○本判決の判断</p> <p>本判決は、生活保護申請は口頭であっても申請意思を表示することにより行うことができるとした上、申請行為がなかったとしても、保護の実施機関には、生活保護制度を利用できるかについて相談する者に対し、その状況を把握した上で、利用できる制度の仕組みについて十分な説明をし、適切な助言を行う助言・教示義務、必要に応じて保護申請の意思の確認の措置をとる申請意思確認義務・申請を援助指導する申請援助義務（助言・確認・援助義務）が存し、助言・確認・援助義務が尽くされていれば申請行為がされていたであろうと認められる場合には、助言・確認・援助義務違反によって生じた損害の賠償を認めることができると判示した。</p> <p>その上で、2006年の水際作戦については口頭での申請があったと認めず、助言・確認・援助義務違反も認めなかったものの、面接担当者の行為は男性に「福祉事務所は自分の要望を拒絶するところであるとの印象を抱かせ」た一因となった可能性がないとはいえないと指摘した。そして、2007年6月4日には申請行為が存したことは認めなかったものの、助言・確認・援助義務違反があったと認め、同月5日には申請行為があったとして調査開始義務違反を認め、仮に申請行為がなかったとしても助言・確認・援助義務違反があったと認めた。</p> <p>辞退届による廃止の要件としては、「被保護者が保護利用を継続することができることを認識した上で、任意かつ真摯に辞退を申し出たといえることが必要」であるとして、2007年4月に男性が辞退届を出した際、職員は男性に保護停止や廃止の具体的要件を説明していないから、男性が就労収入がある以上、保護利用を継続することはできないと漫然と思いこんでいたにすぎないおそれがあるとして、任意性を否定している。そして、十分な収入が得られる確実な見込みがあるか調査もせずにした廃止は違法であると判断した。</p> <p>さらに、2007年6月4日・5日の福祉事務所職員の違法行為と自殺との因果関係は否定したものの、将来を悲観せざるを得ない状況に追い込まれたことが認められるとして、請求金額の一部を認容した。</p>		

地域：	分野：生活保護（貧困ビジネス）	解決方法：裁判
担当弁護士：猪俣 正	裁判所：埼玉地方裁判所	事件番号：平成23年（ワ） 第1595号、2937号
争点：①生活保護費用の搾取，生存権侵害等による不法行為の成否 ②住居等の提供契約の有効性 ③安全配慮義務違反		
事案の概要		
<p>生活保護費から利益を得ることを目的とし、路上生活者らを多数勧誘して被告が管理する寮に入居させ、生活保護を受給させた上でこれを全額徴収し、入居者らには生活保護基準に満たない劣悪なサービスを提供するのみで、その差額を収受して不当な利益を得ていた事業者に対し、不法行為に基づく損害賠償や不当利得の返還を求めた事案。</p>		
問題点、ポイント		
<p>○本判決の判断</p> <p>【争点①】 原告らは生活保護基準を下回る劣悪な環境で生活することを余儀なくされていたものであり、原告らの最低限度の生活を営む利益を侵害したものとして不法行為が成立するとし、生活状況、入居期間その他一切の事情を勘案し、残った原告2名につきそれぞれ慰謝料の支払いを命じた。</p> <p>【争点②】 本判決は、原告らから生活保護費を全額徴収しながら、原告らに対して、生活保護法に定める健康で文化的な最低限度の生活に満たないサービスしか提供せず、その差額をすべて取得していたのであり、かかる被告の行為は、生活保護法の趣旨に反し、その違法性は高いとし、事業者と入所者との間の住居等の提供契約は、対価とサービスの均衡を欠くばかりか、社会福祉法の趣旨にも反し、また、原告らが生活に困窮していた状況に乗じて締結させたことなどその経緯や態様等に照らして、公序良俗に反し、無効というべきであるとし、原告らが拠出した生活保護費相当額から被告より交付された現金総額を控除した金額について不当利得返還請求を認容した。</p> <p>【争点③】 仕事をさせられ、中指切断の障害を負った入所者につき、安全配慮義務違反を理由に、損害賠償請求を認容した。</p>		

地域：	分野：年金（障害基礎年金）	解決方法：裁判
担当弁護士：尾林 芳匡	裁判所：東京地方裁判所	事件番号：平成23年（行ウ）第365号
争点：原告が20歳に達した基準日において精神遅滞により障害等級2級に該当する程度の障害の状態にあったか。国民年金法施行規則31条2項4号の「障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書」の意義。		
事案の概要		
<p>原告が、平成21年8月21日、社会保険庁長官（当時。以下同じ。）に対し、20歳前に初診日のある精神遅滞により、主的に障害認定日か20歳に達した日のいずれか遅い日において法定の障害等級に該当する程度の障害の状態にあることを理由とする障害認定日による障害基礎年金の支給を求め、予備的に上記の日の後に障害等級に該当する程度の障害の状態に至ったことを理由とする事後重症による障害基礎年金の支給を求める裁定請求をしたところ、社会保険庁長官から、平成21年11月19日付けで、予備的請求である事後重症型障害基礎年金の請求を認め、主的請求である障害認定日による障害基礎年金の請求を黙示に却下する裁定処分を受けたことから、原告が、上記却下部分を不服としてその取消しを求めた事案。</p>		
問題点、ポイント		
<p>○本判決の判断</p> <p>本判決は、国民年金法施行規則31条2項4号の趣旨について、専門的知見を有する医師等が作成した診断書には、一般的にみて客観性と信用性があると認められることから、これを必須の資料とすることで、裁定機関の認定判断の客観性を担保するとともに、その認定判断を公平なものとするところにあると解されたとした。そして、このような国民年金法施行規則の趣旨に照らすと、裁定請求者は、原則として、その障害の状態について、その当時、裁定請求者の診療に実際に関与した医師等が作成した診断書又は診療記録を提出することを求められることになるが、裁定請求者が提出した診断書又は診療記録が、障害の状態が問題とされる当時において裁定請求者の診療に実際に関与したことの無い医師等により作成されたものである場合であっても、それが故に当該診断書等が上記規則にいう「診断書」に該当しないとして障害の判定を行わないとすることは相当ではなく、裁定請求者が当該診断書等に加えて提出した他の資料が一般的な客観性と信用性を有するものと評価することができ、かつ、それらが当該診断書等を補完するものとなり得ると認められるのであれば、当該診断書等とその他の資料の提出をもって、上記規則にいう「診断書」の提出があったものとして取り扱い、当該診断書等と裁定請求者が提出した他の資料とを総合的に判断して、当該診断書等の具体的な信用性を吟味した上、障害の状態が問題とされる当時における障害の程度の判定を行うべきものと解することが相当であるとした。</p> <p>その上で、本判決は、Xが提出した他の資料が、医学的知見の側面及び日常生活状況の側面において、それぞれ、一般的な客観性と信用性を有するもので、本件診断書を補完するものとなり得ると認められるとして、本件診断書とこれらの各資料の提出をもって国民年金法施行規則31条2項4号にいう診断書の提出があったものとして取り扱うことが相当であるとした。そして、本件診断書と他の資料の具体的な信用性を詳細に検討した上で、これらを総合的に判断し、Xが本件基準日当時、精神遅滞により障害等級2級に該当する程度の障害の状態にあったと認定し、本件処分のうち主的請求を黙示に却下した処分は違法であるとして、これを取り消した。</p>		

地域：	分野：年金（障害基礎年金）	解決方法：裁判
担当弁護士：尾林 芳匡 白神 優理子 関本 正彦	裁判所：東京地方裁判所	事件番号：平成27年（行ウ）第534号
争点：原告の基準日における障害の状態が障害等級2級に該当するの、具体的には、障害者雇用枠の契約社員として就労している者の障害の状態が、障害等級2級に該当する障害の状態の例示として挙げられている「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」に相当するの。		
事案の概要		
原告が、20歳未満の時に初診を受けた知的障害により、20歳に達した日に障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、国民年金法30条の4第1項所定の障害基礎年金の支給要件を充足しているとして、障害基礎年金の支給の裁定の請求をしたところ、厚生労働大臣から、20歳に達した日において障害等級に該当する程度の障害の状態にあるとはいえないとして、障害基礎年金を支給しない旨の処分を受けたため、原告の障害の状態は障害等級2級に該当する程度のものであり、同処分は障害の程度の評価を誤った違法なものであるとして、同処分の取消しを求めた事案。		
問題点、ポイント		
<p>○本判決の判断</p> <p>本判決は、まず、障害等級2級に該当するかは、特段の事情がない限り、障害認定基準を参酌して判断すべきで、知的障害に関しては、上記争点記載の例示又はこれと同等程度の障害の状態にあると認められるか否かで判断するのが相当であるとした。そして、その際には、障害認定基準自体が定めるとおり、知能指数のみに着眼することなく、日常生活の様々な場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断すべきであるし、就労をしている者も援助や配慮の下で労働に従事していることが通常であることを踏まえ、労働に従事していることをもって、直ちに日常生活能力が向上したものと捉えず、現に労働に従事している者については、その療養状況を考慮するとともに、仕事の種類、内容、就労状況、仕事場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況等を十分確認した上で日常生活能力を判断すべきであるとした。また、判断の資料となる精神障害に係る所定の診断書の記載を踏まえ、日常生活能力の判定に当たっては、対象者が単身で生活することを仮定して判断すべきであるとした。</p> <p>その上で、本判決は、原告から提出されている医師の診断書における日常生活能力の判定の各項目（適切な食事、身の清潔保持、金銭管理と買物、通院と服薬、他人との意思伝達及び対人関係、身の安全保持及び危機対応、社会性の7項目）及びその程度の記載の相当性について、原告から提出されている病歴状況申立書や、原告の母や中学校時代の担任教師の供述等の他の資料も踏まえて検討し、前記診断書は、原告の日常生活能力の判定のうち、いくつかの項目においては日常生活能力をやや過小に評価しているきらいがないではないが、全体的な記載内容としてはおおむね相当であり、その内実に照らせば、原告の日常生活能力の程度について、診断書上の所定の選択項目のうち、「知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。（たとえば、簡単な文字や数字は理解でき、保護的環境であれば単純作業は可能である。習慣化していることであれば言葉での指示を理解し、身近生活についても部分的にできる程度）」を選択した前記診断書の判断は相当というべきであると判断し、原告の基準日の障害の状態が前記の例示に相当するとして、原告の請求を認容した。</p>		

地域：	分野：介護	解決方法：裁判
担当弁護士：呉 裕麻	裁判所：広島高等裁判所 原 審：岡山地方裁判所	事件番号：平成30年（行 コ）第7号【原審：平成25 年（行ウ）第16号】
争点：「介護保険優先原則」を定める障害者自立支援法7条の解釈。		
事案の概要		
<p>原告は、生まれつき上下肢の障害を有しており、飲み食い、排せつ、入浴など生きるために必要なあらゆることに対して援助が必要であったため、65歳になるまで障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）に基づき、1カ月あたり249時間の障害福祉サービスを利用して単身生活を送っていたところ、岡山市は、介護保険優先原則（65歳になった障害者は、障害福祉サービスと介護保険サービスの重複するサービスについて、介護保険サービスを優先して利用しなくてはならないとされる原則であり、同法7条に定めがある。）を根拠として障害福祉サービスをすべて打ち切られたことに対し、処分の取消し、義務付け、国会賠償の支払を求めた事案。</p>		
問題点、ポイント		
<p>○本判決の判断</p> <p>本判決は、自立支援法7条の解釈について「自立支援法7条は、自立支援給付と介護保険給付等の二重給付を回避するための規定であって、介護保険給付を利用可能な障害者が、その申請をしない場合に、自立支援法7条に基づき、自立支援給付の不支給決定をすることは羈束処分とはいえず、裁量処分と解するのが相当である。」と判示した。</p> <p>その上で、どのような場合に自立支援給付の不支給決定が違法になるかについて「自立支援給付の不支給決定は、その判断の基礎となる事実に見過し難い誤りがあり、又は、その判断の内容が社会通念に照らして明らかに合理性を欠くこと等により、市町村に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用にわたるものと認められるような場合に限って違法になるというべきである。」との基準を示した。</p> <p>そして、本件では、不支給決定をしても、原告の「周りにはボランティア等があり、必要最低限度の支援まで失われてしまうわけではないこと」を判断の基礎として勘案し、自立支援給付の不支給決定をしたことは看過し難い誤りであると判示した。さらに、本件不支給決定の後に、原告が介護保険を申請したことについては「やむなく介護保険給付の申請をしたことが認められる。」とし、「介護保険給付の費用のうち上限額負担を超えるもの・・・の一時的な支払の負担が大きかったことも認められる。」とした上で、このような「介護保険給付を被控訴人（原告）が受けていることをもって、本件処分のうち取消対象部分・・・に係る自立支援給付に相当するものを受けていると判断したことは、社会通念に照らして明らかに合理性を欠くというべきである。」と判示した。</p> <p>○本判決の意義</p> <p>本判決は、同条の解釈について、これを適用する自治体に裁量があることを明らかにした。いわば障害者に対する福祉行政の適用場面において、個々の障害者の置かれた状況に照らし、実情に沿う対応をとるべきことを明らかにしたといえる。このことは、従前からの厚労省通達の趣旨にも合致するものであり、もっともな判断といえる。よって、今後は、全国で本件と同様の状況を迎える障害者について、高裁判決の判断を念頭に各自治体で実情に応じた判断をすべきことを求めることができるようになったといえる。</p>		

地域：草津税務署	分野：租税の滞納処分	解決方法：裁判
担当弁護士：尾崎 彰俊	裁判所：大阪高等裁判所 原審：大津地方裁判所	事件番号：平成31年（行コ） 第45号【原審：平成28年 （行ウ）第26号】
争点：給与が預金口座に振り込まれ、預金債権となった後、その預金債権を差し押さえた場合、国税徴収法76条1項の差押禁止の趣旨が及ぶか。		
事案の概要		
<p>Xは、平成14年度の所得税を滞納していたところ、Z税務署職員は、平成28年2月4日、本件滞納国税を徴収するため、XがA銀行B支店に対する普通預金債権164円を差押えた上で、取立処分を行った。この差押処分と取立処分により、本件預金口座は、0円となり、その後、同月12日に利息1円が振り込まれ、同月15日に給与支給額19万4879円が振り込まれた。その後、携帯電話料金の引き落としや預金の払い戻しなどにより預金口座は10万308円となり、処分行政庁は、この全額（10万308円）を差押えた。</p> <p>X（控訴人）は、本件差押処分は、国税徴収法の差押禁止規定に違反し違法であるなどと主張して、国（被控訴人）に対し、本件差押処分の取消し等を請求するとともに、①主位的に違法な本件各処分によって損害を被ったと主張して国賠法1条1項に基づき、損害賠償金（慰謝料、弁護士費用も含む）の支払い、②予備的に不当利得返還請求権に基づき本件各処分のうち違法な部分相当額2万4404円の支払いを求めた。</p>		
問題点、ポイント		
<p>○大阪高等裁判所の判断</p> <p>「給料等が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預金債権は差押禁止債権としての属性を承継するものではないというべきである。」と原則論を述べた上で、「しかし、給料等が受給者の預金口座に振り込まれて預金債権になった場合であっても、同法76条1項及び2項が給与生活者等の最低生活を維持するために必要な費用等に相当する一定の金額について差押えを禁止した趣旨に鑑みると、具体的事情の下で、当該預金債権に対する差押処分が、実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差し押さえたものと同視することができる場合には、上記差押禁止の趣旨に反するものとして違法となると解するのが相当である。」と例外判断の枠組みを示し、「本件預金債権中、本件給与により形成された部分（10万307円）のうち差押可能金額を超える部分については、上記差押禁止の趣旨に反するものとして違法となると解するのが相当である。」と判断した。</p> <p>○大阪高等裁判所が重視した考慮要素</p> <p>大阪高等裁判所は、上記判断枠組の「当該預金債権に対する差押処分が、実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差押えたものと同視することができる場合」に関する考慮要素として①差押えを行った統括官の主観的認識と②預金口座の入出金状況をもとに判断した。</p> <p>○過去の裁判例との比較</p> <p>これまで、差押禁止債権について、口座に振り込まれた際の取り扱いについて平成10年2月10日最高裁判決は、「原則として差押禁止債権としての属性を承継するものではない」と判断していたが、同最高裁判決の例外として、平成25年9月18日広島高裁松江支部は、児童手当が、振り込まれた9分後に預金口座を差し押さえた件について、児童手当の振込と預金口座の差押えが、時間的に近接している点を踏まえて、違法と判断した。本判決は、例外を認めた広島高裁判決を更に進め、時間的接近性を考慮要素とするのではなく、本件預金口座の入出金状況について詳細に事実を認定し、差押えた金銭の原資が給与であること、統括官が差押え可能な範囲を超える部分も差押えてしまう可能性を認識していたことを踏まえた判断を行っていることから、差押対象の原資が、給与など差押禁止債権であれば、給与振り込み当日でも、2日後でも、1週間後でも、30日後でも、違法となる可能性がある。</p>		

地域：	分野：租税の滞納処分	解決方法：裁判
担当弁護士：吉野 晶	裁判所：前橋地方裁判所	事件番号：平成28年（行ウ）第5号
争点：各差押処分の取消しを求める法律上の利益の有無。 各差押処分の違法性。		
事案の概要		
原告は、滞納していた市県民税及び国民健康保険税の徴収のために、処分行政庁（前橋市長）によって2回にわたってなされた貯金債権の差押えは差押禁止債権を差し押さえたものであるから違法であり、これらの差押えに引き続いて取り立てた金員は支払を受けるべき法律上の原因を欠くと主張して、被告に対し、上記2回の差押処分の各取消しを求めるとともに、不当利得返還請求として差押えを受けた貯金債権相当額の支払等を求め、さらに、国家賠償の支払を求めた事案。		
問題点、ポイント		
<p>○本判決の判断</p> <p>【法律上の利益の有無】</p> <p>前橋市長は、各差押処分を行い、それぞれ金員を取り立てていることから、「本件各差押処分は、いずれも目的を達してその法的効果は既に消滅していることになるから、原告には、本件各差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益はない」と判示した。</p> <p>【差押処分の違法性】</p> <p>本判決は、差押禁止債権である給与が貯金口座に振り込まれ貯金債権となった場合における差押禁止債権としての属性の承継について、最三小判平10年2月10日を引用しつつ、①金融機関に対する預貯金債権と給料等の支払請求権とは法的性質を異にすること、②給料等が受給者の預貯金口座に振り込まれると一般財産と混合し、識別特定ができなくなること、③地方税法が準用する法は、給与等の振込みによって成立した預金債権への差押えが禁止されるかについて何ら触れておらず、預貯金債権を差押禁止債権とすると、法の明文の規定なく責任財産から除外される財産を認めることとなりかねず、取引の安全を害するおそれがあること、④滞納者は換価の猶予（地方税法15条の5）又は滞納処分の停止（同法15条の7）を受けることも可能であることを挙げて、原則として、給料等が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預貯金債権は、直ちに差押禁止債権としての属性を承継するものではないと判示した。</p> <p>その上で、本判決は、①本件貯金債権は、本件各差押処分の時点では、いずれも客観的には大部分が給与を原資とするものであったこと、②処分行政庁は、給与支給日の当日に本件各差押処分をしていること、③被告は、原告から給料支払明細書の提示を受けていたこと、④本件貯金口座は、専ら給与の払込口座として利用されており、被告は、原告から、給与以外に本件貯金口座に振り込まれるものはない旨の説明を受けていたこと、⑤本件差押処分は本件貯金債権を滞納金額に充つまでの範囲で差押えの対象としているところ、本件差押処分当時、本件貯金口座に滞納金額以上の貯金が存在している可能性は極めて低かったなどの本件事実関係の下では、被告は、実質的に給与自体を差し押さえることを意図して、本件各差押処分を行ったものと認めるべき特段の事情があるとして、本件各差押処分は、いずれも地方税法が準用する法76条1項に反する脱法的な差押処分として違法であり、被告が取り立てた金員は全額支払を受けるべき法律上の原因を欠くと判示した。</p>		

地域：	分野：国民健康保険	解決方法：裁判
担当弁護士：虻川 高範	裁判所：仙台高等裁判所 原 審：秋田地方裁判所	事件番号：平成22年（行コ）第2号 【原審】平成19年（行ウ）第11号
争点：本件処分が、法44条1項の解釈・適用を誤り、裁量権の範囲を超えた違法な処分であるか否か。		
事案の概要		
実母らと桜皮細工（かばざいく）製造業をしていた原告が、実母の入院で収入が減少するとして、治療費（国保の自己負担分）十数万円の減免を仙北市に申請したところ、同市は、同市の基準（収入が2分の1以下に減少）に該当しないとして、同申請を不承認とした事案。		
問題点、ポイント		
<p>○本判決の判断</p> <p>法44条は、保険者は、「特別の理由」がある被保険者で「一部負担金を支払うことが困難」であると認められる者に対し、一部負担金を減免し又はその徴収を猶予することができる旨定めており、その趣旨は、一部負担金の減免許否の判断を保険者の代表たる市長の裁量に委ねているものと解されること、市長は、国民健康保険制度の趣旨・構造、他の社会制度との関係などを総合的に勘案し、国民健康保険制度において一部負担金減免等の制度が設けられている趣旨を踏まえて、合理的裁量の範囲内においてこれを決定すべきである。</p> <p>本件処分は、①本件申請が被控訴人の母の休職を理由とするものであって被控訴人本人の失業等ではないから、本件取扱要領2条4号に該当しないこと（以下「処分理由①」という。）、②被控訴人本人の年収が約175万円から約140万円（被控訴人の母の専従者給与分を控除すると約125万円から約90万円）に減少する見通しであるにすぎないから、被控訴人本人の「収入が著しく減少したとき」とはいえず、本件取扱要領2条4号に該当しないこと（以下「処分理由②」という。）の2点であると認められるが、通知書における理由の記載の仕方にもかんがみると、処分理由①を一次的な不承認の理由として考慮したことがうかがわれる。</p> <p>処分理由①につき検討するに、被控訴人の母は被控訴人の営む桜皮細工製造業における被控訴人の専従者であるから、被控訴人の母の病気により、世帯主たる被控訴人の収入が減少する関係にあるものと解される。そうすると、処分理由①は、何ら本件申請を不承認とする理由とはなり得ないものというべきであるから、これを上記不承認の一次的な理由として重視し判断することはさぶる適切を欠くものというべきである。</p> <p>処分理由②についてみると、控訴人としては、本件取扱要領2条3号及び4号が予定する著しい収入の減少とは、2分の1以上収入が減少した場合に限定する趣旨であったものと解することができるが、「著しい収入の減少」につき、収入が2分の1以上減少した場合に限定することに合理性は認め難い。「収入の減少」につき検討するに当たっても、単に世帯主の収入の多寡、世帯主の収入の減少幅のみならず、その収入によって扶養される世帯の人数及び各人の年齢、世帯主以外の者の収入の有無や多寡等についても検討するのが相当である。しかるに、控訴人は、被控訴人個人の収入の減少についてのみを根拠として判断したというのであるから、控訴人の本件処分は、法44条の目的等にそぐわない形で判断をしたという内容的な面においても、自らの定めた本件事務処理要領に従わない形で判断をしたという手続的な面においても、不合理なものといわざるを得ない。</p>		

地域：	分野：国民健康保険	解決方法：裁判
担当弁護士：虻川 高範	裁判所：秋田地方裁判所	事件番号：平成19年（行ウ）第7号、第10号、平成20年（行ウ）第1号
争点：「手持ち金」基準を超える預貯金があった場合の固定資産税及び国民健康保険税の減免の可否。		
事案の概要		
原告らは、いずれも、生活保護基準を下回る収入しかなかったが、湯沢市の定める「手持ち金」基準（年間最低生活費の2分の1）を超える預貯金があったとして、減免申請を不承認とした事案。		
問題点、ポイント		
<p>○本判決の判断</p> <p>本件取扱要領は、手持金が最低生活費（年額）の2分の1以下の場合には、手持金がないものとして審査し、手持金がこれを超える場合には、最低生活費（年額）の2分の1を控除した額のみを考慮する、すなわち、いずれの場合も最低生活費（年額）の2分の1の手持金については、取崩しは求めず、保有を認める趣旨と解される。このように、本判決は、不時の出費等に備えて一定額の預貯金保有は必要不可欠であるとして、湯沢市の「手持ち金」基準を超えた預貯金があっても、最低生活費を下回る収入しかない原告らに対する湯沢市の不承認処分を、3件とも取り消す判決を言い渡した。</p>		

編集 自由法曹団 貧困・社会保障問題委員会
発行 自由法曹団

〒112-0014 東京都文京区関口1-8-6
メゾン文京関口Ⅱ202号

Tel 03-5227-8255 Fax 03-5227-8257

URL <http://www.jlaf.jp/>
